公　　募

「令和８年度希少野生生物保護管理対策に係る巡視」の委託先の公募について

関東森林管理局では、令和８年度希少野生生物保護管理対策に係る巡視を委託する自然保護管理員を下記のとおり公募します。本事業の受託を希望される方は、応募要領に従いご応募ください。

１　事業名

「令和８年度希少野生生物保護管理対策に係る巡視」
（小笠原諸島森林生態系保全センター）

２　事業の目的及び概要

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成４年法律第 75 号）第４条第３項に規定する国内希少野生動植物種について、個体の保護・保全等を含めた総合的な保護管理を推進するため、小笠原諸島に生息・生育する国内希少野生動植物種（鳥類、植物、昆虫類、哺乳類、陸産貝類）を対象に巡視を実施します。

３　募集する自然保護管理員

父島　　２名
母島　　２名

４　巡視業務の内容及び日数等

「令和８年度希少野生生物保護管理対策（植物等）に係る巡視計画」に基づき、日数は父島２４日、母島２４日、１日単位で巡視を実施します。

なお、巡視に使用する車両費（燃料、損料、保険料）は契約額に含みます。

５　契約限度額

(1) 父島：２４日　１名あたり￥４０３，２００－（消費税及び地方消費税を含む。）
(2) 母島：２４日　１名あたり￥４０３，２００－（消費税及び地方消費税を含む。）

６　応募資格

本事業に応募できる者は、次のすべてに該当する者とします。

(1)　予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第 70 条中、特別の理由がある場合に該当します。
(2)　令和７・８・９年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等　その他」であって関東・甲信越地域の資格を有する者、又は、応募書の提出期限までにその資格を有する者であること。
(3)　過去１５箇年以内に希少野生生物（植物及び動物）の巡視又は類似業務の経験を有する者であること。

(4)　応募書の提出期限から審査の時までの期間に、関東森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」（昭和 59 年６月 11 日付け 59 林野経第 156 林野 庁長官通達）、「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等 契約指名停止等措置要領について」（平成 26 年 12 月４日付け 26 林政政第 338 号林野庁長官通知）に基づく指名停止を受けていないこと。

(5)　農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成 19 年 12 月 7 日付け 19 経第 1314 号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずる者として、農林水産省発注工事等から排除要請があり、または、当該状態が継続している者でないこと。

7　契約期間

本事業の契約期間は、契約締結日から令和９年３月１９日（金）までとします。

なお、契約については、国と契約候補者との間で契約に関する協議が整い次第締結します。

8　応募要領等の配付について

配布期間：令和８年３月９日（月）から令和８年４月６日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く。）の午前９時から午後５時まで（正午から午後１時３０分までを除く。）

●配布場所：〒100-2101　東京都小笠原村父島字東町
小笠原総合事務所３階　小笠原諸島森林生態系保全センター
TEL：04998-2-3403　担当：専門官

●配付資料（関東森林管理局のホームページからダウンロードができます。）
(ｱ) 応募要領
(ｲ) 契約書（案）

9　その他

(1)　事業内容、選定方法、契約条項等の詳細は、応募要領をご参照の上、必要に応じ上記８にお問い合わせ下さい。

(2)　応募に当たり、必要な場合は「令和６年度希少野生動植物種保護管理対策事業に係る巡視」実施報告書を閲覧又は貸与します。（ただし、希少種の位置情報等を除いたものとします。）

(3)　手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(4)　上記７に基づき契約書を作成します。

(5)　本公募に係る契約締結の条件は、令和８年度予算が成立し、予算示達された場合とする。

以上公募します。

令和８年３月９日
支出負担行為担当官
関東森林管理局長　松村　孝典